

【法令による環境アセスメント制度との関係】

アセスの分類	東京大会 EIA	条例の環境アセスメント制度	法の環境アセスメント制度
実施段階	実施段階アセスメント	事業アセスメント	事業アセスメント
根拠法令等	東京大会 EIA 指針	東京都環境影響評価条例、技術指針	環境影響評価法、主務省令
目的	2020年東京大会の開催に伴う環境影響を事前にチェックすることで、環境影響の回避・最小化・代償など環境保全のため適正な配慮がなされることを期待するとともに、開催を契機とした東京の持続可能性の向上に資する。	環境影響評価及び事後調査の手続に関して必要事項を定めることにより、計画策定及び事業実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等について適正な配慮がなされることを期す。	環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価手続等の事項を定め、環境影響評価の結果を環境保全のための措置等に反映させることにより、適正な配慮がなされることを確保する。
対象事業	○会場 ○競技 ○全体計画	26事業 法で定める13事業のほか、ダム、ガス製造所、石油パイプライン、工場、終末処理場、廃棄物処理会場、埠頭、住宅団地、高層建築物、自動車駐車場、卸売市場、第二種特定工作物、鉱物採取	13事業 道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、埋立、土地区画整理、新住宅市街地開発、工業団地造成、新都市基盤整備、流通業務団地造成事業、宅地の造成
手続	1. 調査計画書 2. 都民等意見 3. 評議委員会→環境局長意見 4. アセス実施・評価書案 5. 都民等意見 6. 評議委員会→環境局長意見 7. 評価書 ↓ フォローアップ調査	1. 調査計画書 2. 都民意見、区市町村意見（知事へ） 3. 審議会→都知事意見 4. アセス実施・評価書案 5. 都民の意見を聞く会 6. 審議会→都知事意見 7. 評価書 ↓ 事後調査	1. スクリーニング（二種事業） 2. 方法書作成 3. 国民意見、地元行政意見 4. アセス実施・準備書 5. 国民意見、地元行政意見 6. 評価書 7. 環境大臣意見→許認可権者意見 8. 評価書の補正 9. 環境保全措置 ↓ 事後調査
審査	東京都環境局長	東京都知事	許認可権者
審査会等専門的検討	2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	東京都環境影響評価審議会	環境大臣意見
評価項目	○環境 18項目 大気等、水質等、土壤、生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑、騒音・振動、日影、景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財、水利用、廃棄物、エコマテリアル、温室効果ガス、エネルギー ○社会・経済 17項目 土地利用、地域分断、移転、スポーツ活動、文化活動、ボランティア、コミュニティ、環境への意識、安全、衛生、消防・防災、交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全、経済波及、雇用、事業採算性	17項目 大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壤汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス	事業ごとに主務省令で定める 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形・地質、地盤、土壤、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等

(3) 2020年に向けて計画されている各施策と連動したアセスメントの実施

平成23(2011)年12月に策定された「2020年の東京」には、2020年東京大会の開催を目指す2020年の東京の姿とそれに向けた政策展開が記載されている。

このように東京都は「21世紀の新しい都市モデル」の実現のため、さまざま分野で先進的な取組を計画しているが、東京大会EIAにおいては、これらの取組を必要に応じて予測条件に設定することにより、これらの取組効果の検証を行うことができる。

よって、東京大会EIAは、2020年に向けて計画されている各施策の実現の一助となることから、東京の環境施策等の一層の推進に資するためのものとする。